Q「a.支援対象家庭のリストを整備していること」とありますが、リストは提出しなければなりませんか?

支援対象家庭のリストは提出いただく必要はありません。

こども宅食は、1つ1つの対象家庭の状況を把握し継続的な支援を行うものです。そのためには、支援対象家庭に関する情報を整理しておくことが必要です。リストの形ではなくても構いませんが、支援記録や対象家庭の情報がまとめられた何らかの資料を整備し、必ず団体の中で整備・保管をしていただくようお願いします。(②支援対象家庭のリストに関するQ&Aは、P.46・P.47)

なお、今後事業の実施状況について調査をさせていただく場合があり、その際には個人情報を伏せた上でリストを確認させていただく可能性があります。ご承知おきください。

■ 支援対象家庭リストはすべての世帯分が必要ですか?

本事業において対象とする世帯分は必ず必要です。

こども宅食事業を実施するにあたり、既に支援対象家庭リスト(又はそれに準じるもの)は整備されていることと思います。本事業ですべての家庭を対象とする場合は既存のもので構いませんが、一部の家庭のみ対象とする場合*は、本事業における支援対象家庭リストを別途作成いただき、それに基づいて実施報告を提出いただくようお願いします。また、リストは本事業に係る帳簿等と共に団体の中で保管いただくようお願いします。

*例)〇〇地区、XX地区の世帯にこども宅食を実施しているが、本事業では〇〇地区の世帯 分に係る経費のみ計上する場合 等

基本的には、氏名・世帯構成(世帯人数)は必須でお願いします。

氏名はイニシャルや名字だけでも構いません。

世帯人数を正確に把握できていない場合は、配送時に目安としている人数を記録してください。

そのほか、なぜ支援対象としているのか(ひとり親世帯、自治体からの要請等)など、付加的に記録いただいて構いません。

なお、今後調査等によりリストを確認させていただく場合には、個人情報にあたる箇所は伏せたものを確認いたします。